

療養援護金を変更します

保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

これまで、乳幼児等医療、重度障害者医療およびひとり親家庭医療費受給者が継続して15日以上入院し、食事代の負担がある場合、療養援護金として1カ月当たり5千円が支給されていましたが、4月からは1カ月当たり3千円となり、平成21年3月で療養援護金が廃止となります。

(時系列一覧)

～H20.3申請分	H20.4～H21.3申請分	H21.4～申請分
5,000円	3,000円	廃止

(注意) 入院日数が15日に満たない場合は、その月の療養援護金は支給されません。また、国・地方公共団体からの医療に関する給付により自己負担が生じていない人や乳幼児等医療費の支給対象となる小学生、障害児施設医療費の支給対象となる人には支給されません。

療養援護金を請求する場合は、入院期間・支払明細の確認できる書類(領収書など)、印鑑、受給者証、通帳(郵便局以外)を持参のうえ、保健医療課または各支所保健福祉課・市民生活課で申請してください。

※食事代を医療機関に支払った日または退院後、速やかに申請を行ってください。申請日によって、請求できなくなる場合や、金額が少なくなる場合があります。毎月請求してください。

市営住宅の公募方法 が変わります

市営住宅の公募については、これまで6月、10月、2月の年3回行っていましたが、4月以降は、できるだけ早く住宅を提供するため、公募方法を変更します。

なお、広報についてはこれまでどおり、公募の前月の20日の回覧文書でお知らせします。

1、公募の速やかな実施

月を定めず住宅に空きができ次第、必要な修繕などを行い募集します。

2、常時募集に変更

公募期間中に申し込みがなかった物件は、入居申し込みがあるまで常時募集します。

3、空家情報をホームページへ掲載

庄原市ホームページに市営住宅空家情報を掲載し、市民の皆さんにお知らせします。

問い合わせ

都市整備課管理係 ☎0824-73-1172

または各支所環境建設課

介護手当を拡充しました

3月から、重度心身障害者が在宅介護手当の支給対象者を拡大しました。

●対象者

市内に在住し、次の①から③のすべてに当てはまる方を介護している方
①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者
②5歳以上18歳未満で市の定める基準に該当する方、または18歳以上65歳未満で、障害程度区分認定において区分5または6と認定された方
③庄原市在宅高齢者家族介護慰労金を受給していない方

●手当の額

介護の必要な方一人につき月額4,000円

●支払い月

8月、12月、4月にそれぞれ前月までの未交付分を支払います。

●申請に必要なもの

印鑑

※交付資格を認定された場合、手当の交付は、申請日の属する月の翌月分からとなります。

手続き・問い合わせ

☎0824-73-1210
社会福祉課障害者福祉係
または各支所福祉担当課